

Weekly Report

第236号
平成25年10月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

24年度の黒字法人の割合は27.4%

◆黒字申告割合は2年連続上昇

国税庁が公表した「平成24事務年度 法人税等の申告実績」によると、法人税の申告件数は276万1千件で、その申告所得金額は45兆1874億円（前年度比21.2%増）、申告税額は10兆105億円（同5.0%増）となり、3年連続で増加しました。また、復興特別法人税の申告税額は6758億円でした。

申告を行った法人における黒字割合は27.4%（同1.5%増）で、過去最低の25.2%となった22年度から2年連続で上昇しています。なお、黒字申告1件当たりの所得金額は5966万円（同14.5%増）でした。

一方、7割以上を占める赤字法人の申告欠損金額は16兆8226億円（同22.6%減）、1件当たりの欠損金額は840万円（同20.9%減）となり、大幅に減少しています。

◆欠損金が生じた場合の繰越控除・繰戻還付

欠損金が生じた場合、中小法人等（資本金1億円以下の法人など）が利用できる制度には、繰越控除制度または繰戻還付制度があります。

繰越控除は、欠損金を翌年度以降9年間にわたり繰り越すことができ、繰越期間中の事業年度で生じた所得金額から控除できます。

なお、繰越控除は中小法人等以外の法人にも適用できますが、控除限度額が所得金額の80%に制限されています。

一方、繰戻還付は、前年度に所得があり法人税を納付していた場合に、その所得と相殺することで納付した法人税の還付を受けることができる制度で、中小法人等に限り適用できます。

大きな被害を受けた地域への国の支援

相次ぐ台風により各地で大きな被害が出ています。今週半ばにも27号の接近が予想されていますので、十分ご注意ください。

災害により一定規模（滅失した住家が一定数以上など）の被害を受けた地域には、災害救助法や被災者生活再建支援法などの適用により、被災者の生活や損壊した住宅の救援措置が行われます。

中小企業者に対しては、政府系金融機関による災害復旧貸付や既往債務の返済条件緩和などが実施されます。また、小規模企業共済に加入している場合は、納付済み掛金の範囲内で原則として即日に低利融資を行う災害時貸付も利用できます。（災害救助法適用地域内の事業者が対象）。

年の途中で扶養親族等に異動があった場合

年末調整は「扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて行います。

年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合は、その都度異動申告を行うことになっていますが、*控除対象であった扶養親族が就職や結婚などにより対象外となった、*結婚したことで控除対象となる配偶者を有することとなった、*離婚などで寡婦に該当することとなった場合など、異動申告を提出し忘れていたことがありますので、確認しましょう。